

フランスの幼児教育・保育と子育て支援

赤 星 まゆみ

西九州大学 子ども学部

The Early Childhood Education and Care (ECEC) System and the Family Support Policy in France

Mayumi AKAHOSHI

Faculty of Children's Studies, Nishikyushu University

Key Words : 幼児教育・保育 Early Childhood Education and Care (ECEC), 幼少期政策 Politique pour la Petite Enfance (Early Childhood Policy), 保育学校 École Maternelle (Nursery School), 乳幼児受け入れサービス・施設 Etablissements et services d'accueil du jeune enfant (Facilities and services for young children), ワーク・ライフ・バランス Work-life balance

1. はじめに - 高い出生率と家族に介入する国家

少子化に悩む先進諸国の中で、最近のフランスの合計特殊出生率は、人口置換水準 (2.05) (Pla, A., 2009) には及ばないものの比較的高い水準を維持している。とくに2006年以降は、その数値が2.0を超え、北欧の国々よりも高い。2010年は、2.012と近年では最も高かった。2000年以降の合計特殊出生率回復とともに、年間の出生児数も増大し、ほぼ1980年頃の水準を取り戻している。

図-1は、年度ごとに生まれた子どもについて算出する合計特殊出生率の推移、および、最終的に一人の女性が何人の子どものを生んだかを各年代で算出する完結出生児数の変化を示したものである。2008年に50歳になった1958年生まれの女性の平均子ども数は、2.13人と報告されている。したがって、年度ごとの合計特殊出生率は大きく変動しているが、最終的に一人の女性が生んだ

子ども数を見ると、ほぼ2.0人以上に落ち着くことが分かる。また、2000年以降の合計特殊出生率回復とともに

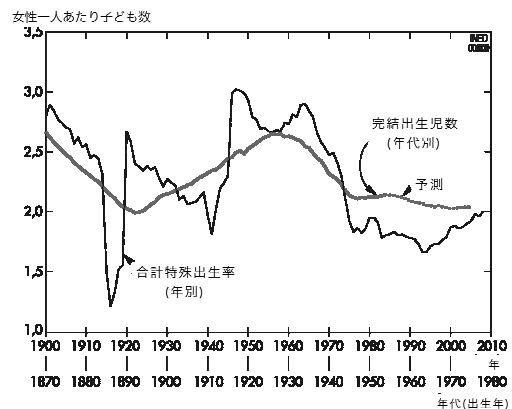


図-1 フランスにおける出生率の推移

出所 : Gilles Pison; "France 2008 : pourquoi le nombre de naissances continue-t-il d'augmenter ?", *Population & Sociétés*, INED, n° 454, mars 2009, p.2.

に、年間の出生児数も増大してきている。それにもかかわらず、フランスは、なお高い出生率の維持・上昇を目指し、男女の平等政策を推進し、企業を巻き込み¹、一層強力に社会全体での取り組みを行っている。

こうした明らかな出生率上昇に向けた政策は、家族政策という包括的な形をとって展開されている。この国は、元来、人口問題に関心が高く、19世紀から人口の再生産・維持に取り組んできた。出産力を高めるために国家が家族へ介入する、ヨーロッパでも希有な国である。人口学的関心は19世紀から高く、社会の人口を再生産・維持していくことに取り組んできた歴史がある。19世紀末から企業主などにより家族への加算賃金を与える最初の試みが生まれるが、のちに国家がそれに取って代わり、家族給付が一般化した。

図-1に見られるように、戦後高い水準を回復した合計特殊出生率は、1964年の2.9をピークに1965年から1976年にかけて急激に低下する。以後、平時時にはかつて経験したことのない水準に出生率が低下・停滞したことに対して、家族政策が積極的に展開されたが、その基礎はこの歴史にある。世紀を越えての出生率の低下への危機意識が今日の相対的に高いフランスの出生力を可能にしたとみることができる。

一方、フランスは18世紀末の革命以来その国旗に象徴されるように自由・平等・友愛を理念として標榜する国である。フランス国民にとっては自由こそが社会と科学の進歩を促してきたのであり、それは未来も変わらないと考えられている。一見、国家が家族に干渉することはこの自由と明らかに対立する。しかし逆説的にも、フランスは個人の自由を標榜する国家でありながら、人口学的関心から「子どもを産み、育て、親になる」という私的な領域に公権力が介入することの必要性や合法性に異議がはさまれないという国民的コンセンサスを成立させている。その結果として今日の高い出生率を出現させるに至っている。

本稿では、このような広く、国家の干渉下に置かれた家族の出産・育児に関わる家族政策の一環として展開されてきた、フランスの子育て支援の仕組み、保育サービスおよび就学前教育制度について詳しく検討する。そうして、それをもとにフランスの子育て支援制度のあり方を評価し、フランスの子育て支援政策の投げかける課題を述べることにしたい。

2. フランスの家族と子育て支援

(1) フランスの子育ての伝統と子育て支援の政策

フランスの保育要求は、第二次大戦後急激に高まる。終戦後の社会復興の中で女性が重要な役割を果たした時代を経て、その後の経済成長の中でもたらされた女性の社会参加の進展に伴って現れた。この1960年代から徐々に出てきた新たな保育要求は、それまでとは異なる社会階層からのものであり、福祉に対する考え方を覆すことになる。つまり、教育と福祉の機能をあわせもった19世紀以来の公教育機関である保育学校の低年齢(2-3歳)からの利用者や保育所の利用者に、以前にはこれらの機関に縁のなかった社会的文化的に恵まれた階層の家庭が登場したことが判明する。その変化とともに、フランスは1968年5月事件に象徴される劇的な社会変化を経験し、さまざまな領域での社会構造の変化が進行するが、保育の問題も「幼少期政策(La politique pour la Petite enfance)」という枠組で1970年代を通じて大きな社会的関心事となる。一方で、この頃から顕著になった出生率の低下に対して社会的な危機意識も生まれる。1970年代半ばにとられた第三子への支援という形の政策は、1980年代より社会党政権の下で、家族政策(La politique familiale)という包括的な概念のもとで重点的に展開されることになる²。それは集団保育施設の充実と保育方法の多様化という方式をとって注目すべき成果を上げることになる。

もともとフランスの保育方法は、長い間、母親の代替としての乳母のシステムを築いてきた歴史的な文脈と結びついたもので、個別かつ非制度的な特徴を持つものである。したがって、親によってもっとも望ましいとされることの多い保育方法は雇用人によって自宅で保育する方法であった(Stork, H., 1988, pp.9-11)。ストークの調査結果によれば、この方法は子どものリズムが尊重される利点があると評価されているが、経済的負担の大きさが難点となって、その方法の利用にブレーキがかかっているという。一方で、子どもの成長とともに親は集団的な保育方法を望むように変わっていくことも確かめられている。この変わり目はだいたい1歳あたりであるが、保育所(集団保育)は、裕福な階層に比べ、庶民階層では人気がなく、家庭保育の形をとる保育ワーカーによる保育方法の選択が好まれている。この後者の方法の選択では、庶民階層が裕福な階層の二倍に及んだ。このように保育方法の選択に社会階層が強く反映していることは

他の研究でも確かめられている。保育方法の選択についても社会階層的格差の存在が指摘されるのはフランス社会の一つの特色である。育児についての知識や価値観の違いが反映していることは明らかである。後述するように、この特徴は今日も見られる。現在のような多様な保育方法が充実している理由はここにある。

ストークの指摘したように、乳母の文化的伝統が、家庭の保育への指向を保持しながらも母親以外の者による保育を容認し、保育の外部化を進めたのであろう。保育の社会化がジェンダー秩序を維持しながら進んでいった背景が理解できる。

(2) 家族政策の流れ

フランスの家族政策は強い人口学的関心に支えられてきた歴史があり、家族政策とは、しばしば人口政策の意味であった。その源流は革命期にまで遡ることができるが、明らかな形としては19世紀後半に徐々に現れてきた労働者階級救済への慈善的関心から始まる。最初は、海軍や鉄道に家族への給付であったものが、国家の介入によって一般化していく。すなわち1932年の家族手当補償金庫³ (のちの家族手当金庫 Caisse d'allocations familiales; CAF) 創設による給与所得者に対する家族給付の一般化、そして1939年の家族法制定 (専業主婦への手当支給など) という形で現れることになる。これは、明らかに伝統的性別役割分業による家族の維持・強化と出産奨励が目的である。そして、この家族給付を中心とする家族政策が国民全体へ一般化していくのが戦後ベビーブームの時期である。

しかしながら1960年代になると、家族政策は、女性の社会進出や離婚の合法化などによって旧来のステレオタイプ的な古典的家族モデルでは対応できなくなり見直しが迫られる。さらに1970年代には、新しい家族の類型が登場し、家族政策は新たな段階に入る。すなわち、「ユニオン・リーブル (自由な結びつき)」といわれる法的な婚姻関係に依拠しないカップルとして子どもを産み育てる家族 (同棲家族、コ・アビタシオン) の出現である。以後、このような新しい家族と新しい親子関係の下での家族政策が実施されることになる。1980年代からミッテラン社会党政権下で進められた積極的な政策は、まさに多様な家族を前提としたものである。しかも、その傍らで、人々は家族を再発見し、1990年代は、家族への回帰現象が起き、家族の価値の再発見が言われた。

もちろんこれは驚くに値しない。もともと家族政策への関心の背後には、19世紀以来繰り返された家族の危機意識に対して、常に国家が個人の監視のために家族を守ろうとしてきたことが指摘されるからである。

スガランによれば、1980年代の家族の危機に関する論議は、70年代のフェミニズムによる家族批判とは異なり、「結婚制度に基づく婚姻率、低い離婚率、高い出生力として理解された伝統的構造の家族」に向けられた危機認識に由来するものである (Segalen, M., 1988, p. 502)。フランス社会において多様な新しい家族モデルが受け入れられ、結婚にこだわらないカップルの再生を求める空気が現れたこと、そして、家族が基本的に連帯関係を指向してきたことが、私領域への公権力の介入を積極化し、家族政策を急速に進めることになった。スガランは、市民は「自由の最後の空間として家族の胎内で反応行動を示し」、その一方で、国家は「常に家族に影響を持ち、家族を作ろうとすることをやめない」と述べている。したがって、フランスの家族政策は「自由」を原理としながら、国・社会と個人間の関係を調整する一つの緩衝的な制度として機能してきたと言えよう。

(3) 幼少期政策としての子育て支援

1980年代以降の政策展開

フランスにおける家族政策のうち、とくに6歳以下の子どもに関わる政策は、早くから幼少期政策として展開されてきた。これは幼児期の学校教育を施す保育学校 (école maternelle) も含んだ教育と福祉の一体的な政策である。学校教育以外の政策実施の多くは地方自治体と家族手当金庫のパートナーシップによってなされる。

1980年代は、まず保育所の増設による量的拡充に取り組む。全国家族手当金庫 (CNAF: Caisse nationale des allocations familiales) は1983年に「保育所協約 Contrats crèches」を導入する。これは、5ヵ年計画で保育所の増設を進めた。

1988年には、より包括的で柔軟な資金調達を可能にするため家族団体や企業委員会をパートナーに組み込んで運用する「子ども協約 Contrats enfance」に変わり、0～6歳の子どもの受け入れ方式の改善と充実をめざすものとなった。保育所増設のみならず、保育方法の多様化と、幼少期の保育方法や学校教育の周辺活動に関するさまざまな資格者の養成に取り組んだ。

1990年代以降は、保育所の量的拡大策から家族団体

などと連携した多様な保育方法の整備へとその方針を切り替えた。それを説明する「ブラン報告」(Brin, H., 1991)は、集団保育所だけが問題解決の方法ではなく、親に選択の自由すなわち責任を持たせることが必要だと述べる。そして「自由」「支払い能力」「多様化」の三つの要素を政策の基本に据えた。家族給付等により家庭に支払い能力を持たせ、家庭がそれぞれの要求に応じた選択をすることを可能にするとともに、受け入れ組織を多様化させて家庭の要求にふさわしい方法の選択ができるようにすることを重視したのである。

さらに1990年代末以降は職業における男女の平等政策(女性労働力化)のもとに一層強力に推進される。2003年には、民間部門対象の保育プランを強化する「企業版子ども協約 Contrats enfance entreprises」を新たに作った。2006年からは、従来の「子ども協約」と「自由時間協約 Contrats temps libre」を統合した「子ども・青少年協約 Cej: Contrats enfance et jeunesse」が運用されている。

家族政策と子ども最善の利益

フランス家族政策の私領域への公権力の積極的な介入が受け入れられる理由について「ブラン報告」は次のように説明する。

最も重大な現象は、「家族の生活様式が、時代においても、また男女のカップルにとっても、子どもにとっても、もはや定まったものでも確かなものでもないという事実」があり、この新しい家族形態が子どもたちの教育や子どもたちの家族についての考え方に影響を与えることになるが、「この多様な家族形態がいかに増加しても、同一家族内における諸関係の安定やそのまとまりが排除されてはならない」と述べ、多様な家族の存在を認めつつ、1989年に国連で採択された国際条約「子どもの権利条約」に照らし、「子ども最善の利益」という考え方を家族政策の基本に置く。

すなわち、「家族の優先と子どもの権利」、この二つの概念は、不可分に結びついたものであり、「フランスが最近批准した国際条約によって、子どもの第一の権利は正確に言えば家庭への権利である」と、子どもの諸権利は、まず家庭の中で尊重されなければならないことを強調する。そして、子どもの権利条約の第26条1項は、すべての子どもに「社会保障の受益者である権利」を認め、「子どもの両親の状況とは無関係に」、子どもの社会

的保護に道をひらくものだという。フランスは1978年以来家族諸手当を一般化し、その政策はこの26条の支配する原理に合致するものである。

つまり、現在の制度は、「家族についての政策の表現」であるとともに、「子どもについての政策の表現」であるから、制度は「親の自由と責任を最大限に保障しながら、何よりもまず子どもの利益を優先するという、一つの脆弱な均衡」を反映している。したがって、家族政策の責任は、「その目的が取り違えられたり、他の政策に侵害されたりすることのないようにする」とともに、この均衡を保持することにある。

フランスにおける多様な家族の存在と親の選択の自由の保障は、子どもの最善の利益の前提にたって初めて認められる。ここに「家族政策の存在理由」がある。

(4) 多様な家族の是認と子ども

フランスの家族政策は、1970年代以降、新しい形の家族の形成(「第二の型の結婚」と言われる、自由な結びつきで共に生活するカップル)と親子関係の登場によって「伝統的な家族」モデル(結婚)のみに依らない、多様な家族のあり方を是認するものと変わった。それは、一連の法改正が前提となっている。とくに子どもとの関係については、72年にすでに嫡出子と非嫡出子の平等化の法律が成立し、87年には親権の共同行使が法制化された。このような新しい家族と親子関係の出現の結果、図-2に見られるように1970年代後半から婚姻関係によらない出産の割合が増え始め、20世紀末には40%に達した。

さらに、1999年には、新たな段階を迎える。パクス(PACS)という「連帯市民契約⁴」の創設である。これ

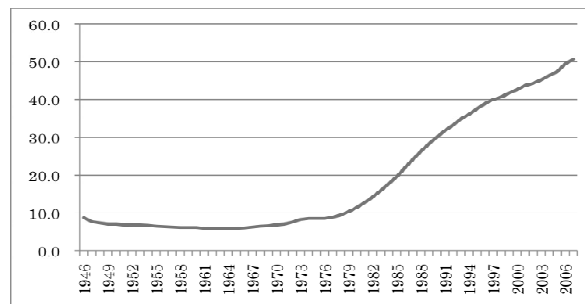


図-2 婚姻外の出産割合の変化 (フランス本土-海外県等を除く)
 出所: Insee; Bilan démographique 2008 (2009年6月公表)のデータより作成。

は、同性・異性のカップルにかかわらず、同一家計を営む世帯としての一定の権利と責任が付与されるものだ。制度創設後しだいに異性カップルによる利用が増大する。2005年には結婚とほぼ同様の税制度が整えられた。創設から2007年までに成立したパクスは、38万5千件である。2008年には、14万件に達し、そのうち94%が異性パートナーの間で結ばれたものと見積もられる⁵。2007年には、だいたい2件の結婚に対して1件のパクスが成立している。婚姻外出産も2007年には50.7%と半分以上を占めるに至った。さらに2005年の家族法の改正、及び1990年代にカナダのやり方が導入された「家族問題仲介 (médiation familiale)」の制度の成立によって家族のコンフリクト (離婚など) の解決を援助し、円滑化することにも力が注がれている。

ここには、どういう形の家族であれ、子どもは基本的に家族の中で育てられること、そして国家はその安定のために家族という基本単位を欠かせないものとしていること、その前提に立って家族政策が遂行されてきたことが確認できる。家族の自由を尊重しながら、多様な家族を支え、強固にする政策のあり方である。

(5) 仕事・育児の両立とジェンダー

フランスの最近の男女の職業的平等に関する調査報告 (グレーシー・レポート)⁶を見ると、女性の労働力は労働人口の約半数に近づき (2007年: 47%)、25歳~49歳の女性の就労率は83%である⁷。いまや、EU内で最も高い出生率と高い女性労働力率を実現して、ヨーロッパでも独自のフランスモデルを提供することとなったと述べている。また、企業における管理・営業部門の管理職に占める女性の割合も41%を超え、技術部門の中級・上級管理職の女性は18.2%に達した。

しかし、このような前進の一方で、女性の雇用は福祉や保健など10の雇用領域⁸に集中するようなジェンダーに偏った現状が認められる。また、無資格職では女性が60%を占め、低賃金労働者の3分の2は女性である。給与格差も依然大きく、従業員10人以上の企業の平均給与総額では、女性は男性より27%低い (2006年)。

また、女性の労働力率は、子どもの有無で約10%の差があり、しかも子どもの数が増えるとともに低下する。2006年のデータによれば、12歳以下の子どもを持つ女性の場合、子どもが1人の時は73%であるが、2人になると64%、3人以上になると40%と低下する。これを

別の調査において、3歳以下の子どもを持ち、カップルで生活する者で見ると、3歳以下の子ども1人の場合の就労率は81.3%であるが、2人では59.8%、3人では37.5%となる⁹。このように3人目が生まれると退職する女性が顕著に増える。さらに別の調査によれば、子どもの出産と職業の継続の有無は、学歴や収入が関係することも明らかである。専門職の女性は仕事を中断しない。

そして、子どもを出産することによって職業生活に影響を受けるのは圧倒的に女性が多く、その割合は、男性6%であるのに対し、女性は40%である¹⁰。

ワーク・ライフ・バランスという目標の下、女性の労働力化が図られ、父親の育児・家事への参加が進められているが、最近の諸調査が明らかにするのは、父親と母親の間になお大きな隔りがあることである。これらの領域は、女性の負担に偏っている。しかし、家事に比べると、親役割の遂行は父親の参加度も高くなっている。また、家事及び親役割の分担は、母親と父親の双方が就労し、収入が同等である場合に良く果たされているという結果が出ている¹¹。グレーシー・レポートは、職業における女性の二極化現象を指摘しているが、家事・育児の分担においても同様に女性間の格差が顕著になっている。

3. フランスの子育て支援制度の特徴

子育て中の家庭が必要とすることは、時間、費用、さまざまなニーズに対応する方法が保障されることである。フランスの6歳未満の子どものための子育て支援策は、今日、家庭生活と職業生活の両立の目標のもと、時間的支援として、休暇制度 (子育て・教育への参加保障)、経済的支援として、子育て費用の保障制度、及びサービスの提供として、多様な受け入れ方法の整備 (図-3)、という三つの柱をもつ公共政策として推進されている。

(1) 子育てへの経済支援

フランスにおける子育て費用の保障には、家族給付の制度と税制の優遇措置がある。この二つについて以下に説明する。

革新的な仕組みの創設 - 乳幼児受け入れ手当 (Paje)

フランスにおいて家庭生活と職業生活の両立の目標を支えるものは、家族の自由選択の原理である。そのためには自由選択が機能する仕組みを作り、利用可能な実際

設置者	所管	区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	
公共政策	県・市町村 公立	国民教育省 大学区 県市町村	学校教育	(3 (2) 歳~5 歳)			保育学校 (ecole maternelle) 幼児学級・幼児班 (初等学校) *無償		小学校	
			課外の周辺活動 (受け入れ)	(3 歳以上)			課外保育 (garderie, gouter) 余暇センター (centre de loisirs) 子どもセンター (centre aéré)			
		労働・雇用・保健省	県議会 市町村	集团的受け入れ	受け入れ施設 (Ete)	(3 (2) 歳~5 歳) (2 歳~3 歳)		幼稚園 (jardin d'enfants) めざまし園 (jardin d'éveil) (新) 2009 年秋から		
						地域保育所 (crèche collective)		(3 歳未満)		
			県議会 (母子保健サービス)	家庭的受け入れ		多目的受け入れ保育所 (multi-crèche)		(主として、3 歳未満まで)		
						パートタイム保育所 (harte-garderie)		6 歳までは、定期的利用可能		
			家庭的受け入れ	家庭保育所 (crèche familiale) ²⁾ (~6 歳未満)						
	アソシエーション (非営利組織)・企業 私立	国民教育省	学校教育	(3 (2) 歳~5 歳)			保育学校 < 契約下私立学校 > < 契約外私立学校 >		小学校	
			労働・雇用・保健省	集团的受け入れ	受け入れ施設 (M@e)	(3 (2) 歳~5 歳)		幼稚園 (jardin d'enfants)		
		職域保育所 (crèche du personnel) (企業保育所・病院保育所等)				(3 歳未満まで)				
		親 (の自主管理型) 保育所 (crèche parentale)								
		多目的受け入れ保育所 (multi-crèche)				(主として、3 歳未満まで)				
		家庭的受け入れ	パートタイム保育所 (harte-garderie)		6 歳までは、定期的利用可能					
個人	県議会 (母子保健サービス)	家庭的受け入れ		マイクロ保育所 (micro-crèche) (保育ワーカーグループ保育 regroupement d'assistants maternels)				(新) 2009 年秋から		
独立保育ワーカー (assistant (e) s maternel (le) s indépendant (e) s)										
家庭	家庭 (在宅) 保育 ²⁾		在宅保育 (在宅保育ワーカー (assistant (e) s familiaux (ales)) を雇用) (共同利用保育も含む) (~6 歳未満)							
家庭			親による保育 (休暇取得、フレキシブル勤務形態の利用を含む) 祖父母などの家族の一員による保育 無認可家庭保育者、家庭の使用人などによる託児の方法							

注) 公共政策には、別に、家庭的受け入れや家庭保育を支援する方法として「保育ワーカー中継所 (Ram: Relais assistantes maternelles)」, および「親と子の受け入れの場 (Lieux d'accueil enfants-parents)」がある。

図 - 3 フランスにおける6歳以下の子どもの受け入れ・保育方法一覧 (赤星作成)

的手段を提供することが必要である。この選択の自由の保障という考え方に沿って、「乳幼児受け入れ手当 Paje: Prestation d'accueil du jeune enfant」という新しい仕組みが2003年に創設され、2004年1月1日以降に出生した(養子になった)者から適用された。

これは、家族の選択の如何を問わず経済的な支援を行うもので、出産後の子育てにおける二つの選択の自由に関係する。つまり職業活動の全面的な停止または部分的な停止の選択、及び保育方法の選択を可能にする。たとえば、育児親休暇を完全にまたは部分的に取得して親が自分で子育てすることも保育方法の選択の一つとなる。

この Paje の仕組みは、「出産 (養子) 手当 Prime à la naissance ou à l'adoption¹²⁾」と「基礎手当 Allocation de base」(3歳未満)という共通の経済的支援(資料)の土台のうえに、「保育方法自由選択補足手当 Cmg: Complément libre choix du mode de garde」(保育所や保育ワーカー等の保育方法を利用する場合に支給されるもの)と「就業自由選択補足手当 Clca: Complément libre choix d'activité」(子育てのために職業活動を停止する場合に支給されるもので、育児親休暇を完全取得するか部分取得するかによって支給額は異なる)という二つの自由選択に係る補足手当を定めた、二階建て構造

[資料] 2011年の乳幼児受け入れ手当の支給額

1. 出産(養子)手当

金額: 903.07 € (1€=110円 99,338円) 妊娠6ヵ月目

*支給の条件

- ・一人で子育てをしている場合、カップルで子育てをしていて、両親それぞれの2009年の収入が4670.40 € (513,744円)以上ある場合には、加算支給される。
- ・家族状況によって、収入の上限額が以下のように、変動する。

子どもの人数	一方の収入のみ	単親, または, 両親の収入合計
1人	33,765 €	44,621 €
2人	40,518 €	51,374 €
3人	48,622 €	59,478 €
4人以上の1人につき	8,104 €	8,104 €

2. 基礎手当(3歳未満)

月額 各家庭: 180.62 € (1€=110円 19,868円)

*支給の条件

- ・一人で子育てをしている場合、カップルで子育てをしていて、両親それぞれの2009年の収入が4670.40 € (513,744円)以上ある場合には、加算支給される。
- ・3回の健診の義務づけ: 生後1週以内, 9~10ヵ月時, 24~25ヵ月時
- ・家族状況によって、世帯の収入上限額が以下のように、変動する。

子どもの人数	一方の収入のみ	単親, または, 両親の収入合計
1人	33,765 €	44,621 €
2人	40,518 €	51,374 €
3人	48,622 €	59,478 €
4人以上の1人につき	8,104 €	8,104 €

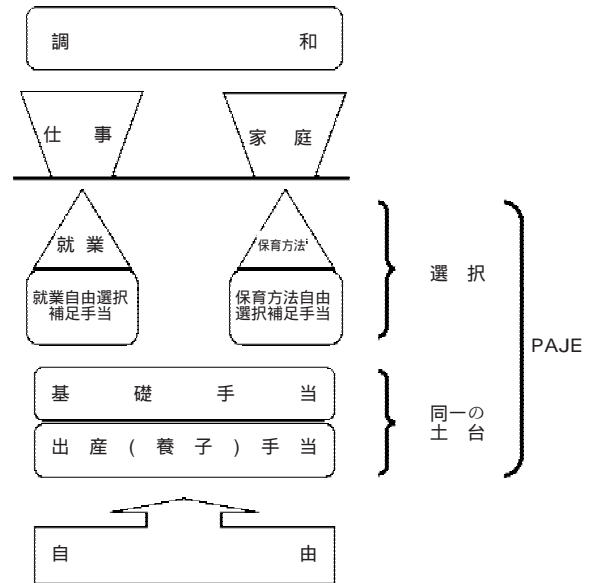


図-4 乳幼児受け入れ手当 (Paje) の考え方と仕組み (赤星作成)

多様な家族手当

フランスの家族政策は、狭い意味ではその給付制度を指す。したがって、乳幼児期に関わる他のサービスと結びついて構想された経済援助としての上述の手当のほか、長い子ども期を援助する基本的で多様な制度が整えられている。その制度的特徴は、第1子に対する援助は限定的で、ユニバーサルな手当の支給は第2子以降に対して行われ、とくに第3子に手厚いことにある。

まず、子育て費用を援助する扶養手当として注目すべきものに、所得制限なしに20歳未満の子どもが2人以上いる場合に第2子から支給される「家族手当 Allocations Familiales」(他の手当と併給可)がある。支給額は毎年見直されるが、2011年の手当額は、子ども2人の場合、125.78ユーロ、子ども3人の場合、286.94ユーロで1人につき161.17ユーロ加算される。また、第2子以降が11歳~16歳である場合、1人につき35.38ユーロ上乗せされる。16歳以上では62.90ユーロになる(ただし、1997年5月1日生まれの者からは、14歳から62.90ユーロの上乗せに変更された)。さらに3人以上の子どもがいる家庭には、同一生計の20歳に達する子どもがいるとき、その21歳に達する前の月まで79.54ユーロの一時手当が支給される。

その他にも、3歳~5歳の子どもがいる場合に支給される「家族補足手当 Complément Familial」(基礎手当との併給不可で、すべての子どもが3歳以上の時支給

で成立している(図-4)。なお、「出産(養子)手当」と「基礎手当」には所得制限がある。「基礎手当」は旧制度(「乳幼児手当」)に比べ、所得制限が大幅に緩和されてほぼ90%以上の家庭で取得できるようになった。また、フランスでは育児親休暇の期間は無給であるが¹³、「就業自由選択補足手当」がその損失の一定部分を補填する。

2006年からは、3人以上の子どもがいる場合、就業自由選択補足手当に代えて選ぶことのできる「就業自由選択特別補足手当 Colca: Complément optionnel de libre choix d'activité」が加わった。これは、長い親休暇を取るものの負の側面(人的資本の減少、使用者のコスト高、本人の生涯における職業履歴の損害)をできるだけ取り除こうとするものである。手厚い支援によって短期の休暇により職場復帰を促進することが狙いである(OECD, 2009年)。

される.), 及び, 6歳~18歳の期間に支給される「新学年手当 Allocation rentrée scolaire」がある. これらの受給には所得制限がある.

さらに, 限定的な支援として, 片方又は両方の親の経済援助のない子どもを育てる場合に支給される「家族支援手当 Allocation de soutien familial」, 障がい児や病児への援助として支給される「障がい児教育手当 Allocation d'éducation de l'enfant handicapé」, 「病児看護親手当 Allocation journalière de présence parentale」がある. ひとり親の場合は, 「連帯所得保障 Revenu de solidarité active (Rsa)」が一定の条件下で支給される.

Paje の利用状況

Paje は, 2004年以降に出生した子どもから適用されている. 2007年にPaje(旧制度を含む)を利用した家庭数は2,190,600であり, その内訳は下記の通りである.

- | | | |
|-------------------------------------|--|--|
| 1) 59.5% : 1つの手当のみ受給
(1,303,300) | 基礎手当
保育方法自由選択補足手当 (Cmg) <保育ワーカー>
就業自由選択補足手当 (Clca)
出産・養子手当 (primes naissance ou d'adoption)
保育方法自由選択補足手当 (Cmg) <在宅保育>
保育方法自由選択補足手当 (Cmg) <施設> | 78.8%
12.4%
3.1%
3.1%
2.4%
0.1% |
| 2) 35.3% : 2つの手当を重複受給
(773,400) | 基礎手当+就業自由選択補足手当 (Clca)
基礎手当+保育方法自由選択補足手当 (Cmg) <保育ワーカー> | 55.4%
38.7% |
| 3) 5.2% : 3つ以上の手当を利用 | 基礎手当+就業自由選択補足手当 (Clca) +保育方法自由選択補足手当 (Cmg) <保育ワーカー> | 92.5% |

手当の配分は, 子どもが3歳以上であるか3歳未満であるかによって異なる. 3歳以後は, ほとんど全部が就学前の学校である保育学校に就学している. 利用した半数近くの家庭では, 就労を中断する方策が利用され, 48.2%が仕事を停止することになる就業自由選択補足手当か就業自由選択特別補足手当を受給している. また, 39.1%は, 保育ワーカーか在宅保育ワーカーの利用のための手当を受給している.

さらに, 12.6%は, 複数の手当を利用しているが, これは必ずしも1人の子どもに対するものとは限らない. 1世帯に3歳未満の子ども1人と3歳~6歳の子どもが

表-1 3歳未満の子どもの主たる保育方法
(週当たり8時間以上19時間以下)

	親	認定保育ワーカー	受け入れ施設	祖父母等	在宅保育ワーカー	その他*
全体	63%	18%	10%	4%	2%	3%
両親ともフルタイム職	27%	37%	18%	9%	4%	5%

*その他: 友人, 隣人, ベビーシッターまたは家族外の人, 幼稚園, 保育学校などの機関.
出所: Observatoire national de la petite enfance (2008), p.15.

1人いれば, 下の子どもには在宅保育, 上の子どもには学校のない水曜日のみ保育ワーカーを利用するというようなやり方である¹⁴.

つぎに, 表-1は, 3歳未満の子どもに対する主たる保育方法を調べた結果である. 3歳未満では一般に, 子どもの受け入れは, 母親か専門職か, 決まった一人が担当している. 最も多い方法は, 子どもの父親または母親によるもので63%を占めている. 18%が認定された保育ワーカーによるもので, 保育所などの乳幼児受け入れ施設 (Eaje: Etablissements d'accueil des jeunes enfants) の利用は10%である. しかし, 両親ともフルタイム就業になると状況が大きく異なる. 家庭外の受け入れ方法が64%である. それでも27%は, 原則的に親自身による保育である. この場合の大部分は, 就労時間のフレキシブル化によって可能となっている. 家庭外の受け入れ方法としては, 保育ワーカーがもっとも利用されている方法 (37%) であり, 受け入れ施設 (Eaje) の利用は18%である.

子育て支援策としての税制優遇措置

つぎに税制による優遇措置について述べる. フランスでは, 経済的支援の一環として税制優遇措置がとられている. 世帯単位で課税される「n分n乗法」が適用される. 同じ所得であれば家族の数が多いほど税負担が少なくなる. また, 高収入世帯ほど子ども数の増加に応じた減税額は大きくなる. この方式の根本的な考え方は, 子どものいる世帯に所得再配分をするというものであり, 子育て中の税負担は軽減されるが, 子育て後は高税率となる. その他に保育費用に対する税控除の仕組みもある (子ども未来財団, pp. 94-96).

表-2 産前産後の母親休暇

		産前休暇	産後休暇	合計
普通出産	第1子, 第2子	6週	10週	16週
	第3子以降	8週	18週	26週
双生児出産		12週	22週	34週
多胎児出産		24週	22週	46週

注) 産前・産後の休暇の配分を変更することができる。

(2) 子育てを支える雇用環境の整備 - 育児への両親参加の保障

先に述べたようにフランスでは幼い子どものいる女性の就労率が高く、共働きが一般的である。家庭生活と職業生活の両立を社会的に保障する制度の一つとして、出産・育児（養子も含む）に係る休暇制度が法的に整えられてきた。これらは労働法典に規定されている。また、上述の Paje がこれらの休暇制度の選択・利用を支えている。

まず、産前・産後母親休暇は、表-2に示すとおりである。事情に応じて産前産後休暇の配分を変更することができ、予定日前に出産した時は産前休暇が産後休暇に付加される。父親は、出産の前後各2週間の内3日を出産父親休暇（家族の出来事休暇の一つ）として取ることができる。また、2001年法律（2002年より実施）によって父親休暇が定められた。父親休暇は、子どもの誕生後4ヵ月以内に連続11日間を取得することができる。また、多胎出産では、最大連続18日の取得が可能である。

さらに、両親のどちらかが1年間の育児親休暇（3回目の誕生日を迎えるまで2回の更新が可能）を取得することができる。母親、父親が交代することも可能であると同時に、完全取得と部分取得（パートタイム就労）の方法がある。この場合、パートタイム就労の選択を使用者は原則として拒否できない。その労働時間は最小5分の1の削減から可能である。しかし、週16時間（通常は法定35時間、法定最大48時間）を下回ることはできない。ほかに、病児看護休暇（3日または5日）と病児看護長期休暇（最高14ヵ月）の制度がある。

こうした制度の整備にもかかわらず、父親の育児への参加度はまだ低い。2004年の父親休暇取得者は36万9千人（66.4%）で、その平均取得日数は10.8日であった。さらに育児親休暇を取得する父親は、2.5%しかないと言う。しかし、育児親休暇を取る心づもりのある父親は10人のうち7人であるという調査結果もある。

なお、労働法典には妊娠・出産に関わる女性労働者の保護が定められている。たとえば、女性労働者が妊娠中である時は、使用者は労働契約を解約できない。妊娠を理由にした採用拒否や異動も禁じられている。

(3) 幼児教育・保育

フランスの幼児教育・保育制度の特徴は、6歳以下の乳幼児に関わる社会的制度が、大きく3歳までと3歳以後に分断され、いわば、縦型の幼保二元制度を出現させていることである。3歳未満の制度は、家族の機能を代替する方法として発達し、3歳以後の制度は義務ではないが無償の公教育であり、家庭の機能を補完するものとして位置づけられ、1989年法律で就学が保障されている。小学校と同様に学校時間外の余暇活動も広く整えられている。

家庭代替の保育サービス — 多様なアクター

1980年代から積極的に展開されてきた乳幼児の受け入れの拡充策は、ほとんど3歳未満児に向けられたものである。3歳未満の乳幼児の受け入れの種類は、表-3に示すとおりである。その制度は、大別して、保育所による集団的受け入れと家庭保育所や保育ワーカーの雇用による家庭的受け入れで構成される。とくに、多様な働き方の選択を可能にするという観点から、受け入れサービスの利用では親の選択の自由が尊重されている。

最近では集団的な受け入れへの指向が強まる一方、勤務時間の柔軟化・多様化によって、従来の時間枠とは異なる新たな保育ニーズ（半日・特定の曜日など、週の一定の部分的時間枠）が増大し、早急な対策が求められている。そのため、従来の集団保育所だけでなく、家庭の状況に柔軟に応じることのできる、多様な機能をもった多目的受け入れ施設が増加傾向にある。多目的受け入れ施設は、同一の建物のなかで、6歳以下の幼児の多様な集団的受け入れを可能にするものである。施設保育所と同じく規則的な全日利用（毎日）をする方法とパートタイム保育所のように選択的半日利用（特定の曜日）をする方法、及び、両方を組み合わせる複合的利用方法を弾力的に用いることができる。

また、集団保育所の絶対数が不足し、地方自治体（地域型受け入れ施設）やアソシエーション（親の自主管理型受け入れ施設）の増設努力だけでは量的に追いつかず、2003年の家族会議は、民間部門の保育所（職域型）増

表 - 3 6歳以下の教育機関・受け入れサービスと職員

所管	分類	機関・方法の区別	対象(歳)	施設の長	職員等	
国民教育省	学校教育	保育学校	3(2)~5	教諭	教諭, 自治体雇用保育学校職員(ATSEM)	
青少年スポーツ省, 市町村	周辺活動	課外保育	3~小学生	アニマトゥールBAFD (管理職適性証書)	アニマトゥールBAFA, 自治体雇用保育学校職員(ATSEM)	
		余暇センター	3(2)~14	アニマトゥールBAFD (管理職適性証書)	アニマトゥールBAFA (適性証書)	
		子どもセンター				
市町村	受け入れサービス	(新) めざまし園	2~3	幼児教育者, 小児看護師	幼児教育者, 自治体雇用保育学校職員, 看護保育士, 看護師, 理学療法士	
保健省 県議会 (母子保健サービス: PMI)		受け入れ施設	単目的受け入れ施設		小児看護師, 医師, 幼児教育者	幼児教育者, 看護保育士
			集团的受け入れ			
			集团保育所			
			地域・従来型 (地域保育所)	~3未満		
			職域・従来型 (職域保育所)			
			親の自主管理型 (親保育所)			
			パートタイム保育所	~6未満		
			従来型			
			親の自主管理型			
	幼稚園		3(2)~5	幼児教育者		
多目的受け入れ施設						
地域・従来型	~6未満					
職域・従来型						
親の自主管理型						
集团・家庭併用型						
家庭的受け入れ						
多目的受け入れ施設内		~6未満	小児看護師, 医師, 幼児教育者	保育ワーカー		
家庭保育所						
(新) ミクロ保育所 (保育ワーカーグループ保育)		~6未満		保育ワーカー		
独立保育ワーカー		~小学生		保育ワーカー		
在宅保育 (共同利用保育も含む)		~6未満		在宅保育ワーカー		

データの出所: Guillaume BAILLEAU, *enquête PMI*, Drees, 2009, pp.4-5. MEN; *Repères et références statistiques sur les enseignements, la formation et la recherche* édition 2009. (www.educnet.education.fr)

設に力を借りることに決めた。その結果、2003年に法制化された企業に対する法人税額控除としての家族控除(CIF: *crédit d'impôt familiale*)、および2004年からの「企業版子ども協約」(全国家族手当金庫による保育所設立・運営に関わる資金提供の仕組みが民間部門にも広がられた。)によって、私的セクターによる保育所(企業内保育所)、さらには保育所開発企業(企業や自治体に対して保育所設置・運営等の業務を提供する。)の増加が図られている。あわせて、多様な保育時間の要求に対しても職域保育所の地域への開放による時間外保育問題等への対応を図ることとした。たとえば、病院付設保育所は看護師らの不規則な勤務時間に対応しているので、生活リズムが通常とは異なる場合、地域保育所ではなく、こちらの方が都合がよい。

なお、民間部門の保育所を増設するとはいえ、その設

置・運営費の60~80%を国が負担し、企業は法人税控除も受けることができる。利用者の負担を公立と同レベルにするためである。なお、法人税控除は、保育所の創設・運営だけでなく、出産・育児・病児看護に関わる休暇を取得した従業員への賃金や育児休暇を取得した職員のキャリア形成費用、所定労働時間外例外的託児費用の補填としても行われる。

こうして、2004年以降、全国家族手当金庫の認可と経済援助を受けた企業や病院等の中間組織による保育所設置が推進されてきているが、それは基本的に政府の計画と監督下にある。その意味で、受け入れサービスのエージェントを民間に開放・拡大する社会政策としてのサービスが展開されている。

保育学校の3歳からの公教育 - 分離しない教育の伝統
3歳以上の幼児には公教育としての就学前教育が保障され、それは保育学校（または初等学校付設幼児級・幼児班）において提供される¹⁵。2007年度に、就学前教育に通ったものは、260万人近く、3～5歳児の100%が就学している。義務教育は6歳からであるが、1989年法律以来、3歳以上のすべての幼児に無償の就学前教育が保障されている。なお、2歳児の就学も認められており、これは社会的文化的に不利な地域（ZEP: zones d'éducatrices prioritaires という。）が中心である。

就学前教育にはとくに社会的不平等克服の役割が期待されている。もともと、保育学校は教育と福祉の機能をあわせもった19世紀以来の公教育機関で、創設された第三共和政下にあっては労働者階級の子弟を対象としたことに由来する。その公教育理念は、あらゆる階層の融合による民主化であった。共通教育を指向した1947年のランジュヴァン＝ワロン教育改革案でも保育学校はすでに改革済みであるとされ、1960年代に補償教育が世界的な課題となった時も保育学校は民主化の戦略的機関であるという認識のもと、分離をしない教育が貫かれた。これが今日まで続いている。

このように、保育学校の教育は、自治体に設置が義務づけられた無償の教育として、親が希望すればすべての幼児に保障されるユニバーサルな教育であるとともに、不利な環境において困難を伴う者へのセーフティネットの役割を果たしてきた。じっさい、失業して生活保護を受給する家庭では自宅で親が保育をするので、保育学校がなければ社会との関係を持たないまま家庭内にこもって過ごしがちだという。これが移民家庭であれば自宅では母語を使い、母語のビデオで育つ。このような子どもたちは保育学校に通わなければフランス語を使い、身につける機会がないという。また働く母親の心理からしても、保育学校は公教育であるので働くことにも心配や不安が少ない。その意味で、保育学校が社会的に果たしてきた役割は大きい。

加速する保育方法の多様化 - 子どもの保育への権利
とくに2000年以降、幼少期の受け入れ政策に積極的に取り組み、毎年、平均して、集团的受け入れ施設の定員枠を1万1千席ずつ拡大し、家庭的受け入れ充実のために、保育ワーカーの認定を3万5千件ずつ行った。2006年末、集团的・家庭的受け入れ施設（Eaje）1万カ

所の定員枠は、およそ32万8千席（集团的受け入れ施設26万5千席、家庭保育所6万3千席）に達した。

なお、近年の出生児数の増加は、それに伴う保育学校への受け入れ人数枠に収まらなかった2歳児の増加と相まって、以前にも増して深刻な受け入れ方法の不足を生み出している。これに対し、現政権は「子どもの保育への（異議申し立ての）権利 *Droit (opposable) à la garde d'enfants*」(大統領の公約)を打ち出しているが、2009年、その法制化案を2012年以降に見送り、現大統領の任期が終わる2012年までに受け入れ枠20万席を増設するとした¹⁶。その方法は、保育ワーカー1人が世話する子ども数を3人から4人に拡大して5万席を確保すること、企業内保育所を5千席増やすこと、および、新たなやり方として保育ワーカー数人グループによるマイクロ保育所を設置することなどである。また10万席分の保育所増設予算も見込んでいる。パリ市及び周辺地域では、パリ社会福祉・病院機構（APHP）と家族手当金庫間の協定を結び、不規則な時間帯の保育に対応するために、病院付設保育所を1千席ほど増設することにした。しかし、2008年7月の首相答申「幼少期受け入れ促進に関する報告書」（タバロ・レポート）¹⁷では32万2千席が不足しており、2歳児の保育学校就学がなければ、50万席不足としている。全国家族手当金庫の調査によれば、両親共働きの3歳未満の子ども（60%に相当）は約144万人おり、実際にその受け入れニーズを満たすためには43万席が不足しているという。

また、タバロ・レポートは、2～3歳児を受け入れ、就学前教育の準備をする新しい施設「めざまし園 *jardin d'éveil*」を提案した。これによって、2～3歳児が使っている保育方法の定員枠をより低年齢の乳幼児に開放しようという計画である¹⁸。2009 - 2010年度には、わずかにパリ市内でのみ開設された。受け入れ施設の量的不足の中で、子どもの保育への権利の実現の道程は厳しい。

4. フランスの幼児教育・保育の特徴

(1) 3歳未満の受け入れシステム

様々な受け入れサービス

3歳未満の子どもに関わる受け入れサービスは多様である。2000年の政令以来、外部保育の機関を受け入れ施設（Eaje）と言う。これには、集团的受け入れと家庭的受け入れがある。

集团的受け入れには、2歳又は3歳から5歳の幼児を

終日受け入れる幼稚園 (jardin d'enfants), 3歳未満児を終日, 週4日以上受け入れる地域保育所 (crèche collective), 定期的に半日単位で受け入れるパートタイム保育所 (harte-garderie) がある。また職場や病院などに設置される職域保育所 (crèche du personnel), 親のアソシアシオンによって運営される親の自主管理保育所 (crèche parentale) がある。柔軟な運用のために, 終日タイプの保育所と半日タイプの保育所が併設される多目的受け入れ保育所 (multi-crèche) が2000年以来増加している。

一方, 家庭的受け入れは, 保育ワーカーが, 自身の自宅子どもを預かるものだが, 複数の保育ワーカーが所長の下に組織される施設タイプのものとして家庭的受け入れサービス (Services d'accueil familial) (旧名称: 家庭保育所 crèche familiale) がある。しかし, このような組織に属さない独立保育ワーカーも多い。また, 子どもの家庭で保育を担う家庭 (在宅) 保育では, 在宅保育ワーカー (assistants familiaux) が雇用される。なお, 多目的保育所の中にも家庭的保育を設置しているものがある。

2009年秋からの新しい方式は, 保育ワーカーがその自宅以外の場所で2名以上集まって行う, 複数保育ワーカーによるグループ受け入れの方法であるマイクロ保育所 (micro-crèche) と2~3歳児を受け入れるめざまし園である。ほかに, 大人と子どもを受け入れる場所 (ドロップ・イン) として, 保育ワーカー中継所 (Ram: Relais assistantes maternelles) 及び親と子の受け入れの場 (Lieux d'accueil enfants-parents) がある。

保育ワーカー中継所は, 保育ワーカーや親, その他の幼少期の職種の人たちの情報と交流, 相談の場である。教育アトリエなど保育ワーカーへの多様なサポートをするとともに, 親が保育方法をよく知り, 選ぶことができるように援助する。また, 保育ワーカーの色々な困りごとや問題にも援助の手をさしのべ, 問題解決の仲介支援の役割も担う。このように, 保育ワーカーと親を支援する場所が整えられていることは注目に値する。

上記の受け入れ施設・方法は, 保健省の管轄下, 県議会 (母子保健サービス: PMI) によって実施されているが, めざまし園のみ市町村に任されている。

受け入れサービスにかかわる多様な職種と基準
これらの受け入れ施設の基準¹⁹はそれぞれ明確に定め

られている。それは, この30年の家族政策の展開の中で, 多様な保育方法の提供を保障するために, 考えられる受け入れサービスをほとんど制度化し, 県・市町村の監督下においてきたからである。またこのような制度化によって雇用を生み出してきた意味もある。しかし, 認可された²⁰保育ワーカーや在宅保育ワーカーの養成が簡易であるだけでなく²¹, 今後増設される新しい方法も従事者を確保する点で, 質的にも量的にも問題が多い。加えて, 受け入れ施設の職員がこれから大量に定年を迎えるので, その補充も課題となっている。なお, 幼少期の受け入れにかかわる多様な職種 (現行) は, 表-3に示した。

(2) 3歳以上の教育システム - 就学保障と無償の教育
保育学校の教育は, 1989年法律によって小学校教育との連続した9年間の一貫教育の中に位置づけられ, 1995年以来, 学習指導要領が定められている。現行の学習指導要領 (表-4) は, 2005年法律に基づいて2008年に公布され (2008年6月9日付省令), その9月より実施に移された。保育学校の目的は, 「子ども一人ひとりが, それぞれに適したやり方で, 自立し, 小学校第1学年 (CP) での基礎学習に成功するための知識やコンピテンシーを身につけるように助ける」こととされ, その教育内容は, 5大活動領域の6領域の構成で, 各領域ごとに小学校に入る前に何ができなければいけないか, その習得すべきコンピテンシーが明示された。それがそのまま評価規準となる。さらに, 保育学校の最終学年である年長組ではコンピテンシーの習得に関する評価と記録 (成績記録簿 livret scolaire) が義務づけられ, その評価ツールも国民教育省から示されている²²。

また, 学校外の時間は, 課外の周辺活動として自治体によって社会教育の制度が整えられている。個別的な保育方法としてパートタイム保育所や保育ワーカーの利用も補足的に用いることができる。学校の時間と学校外の時間が整合的に組織されている。

5. フランスの子育て支援体制の評価

フランスで保育方法を整備する目的は, 職業生活と家庭生活の調和, 機会の平等, 子どもの調和のとれた発達の三つである (Voisin, J., 2009)。これらの目的がどのように達成されているかを以下に検討する。すでに述べたが, 時間と費用, サービスの保障が子育て支援

表 - 4 2008 年初等学校学習指導要領 — 保育学校の教育内容表 —

(授業時数：週 24 時間)

1.	言語力を身につける	言葉のやりとりをする，自分自身の気持ちや考えなどを表現する 理解する 十分なフランス語力獲得のため，徐々にフランス語を使う力を上達させる	
	文字表現を発見する	1) 文字表現に親しむ	文字の使われているものを発見する 文字言語を発見する 文字を使って文章を作成することに関わる
		2) 読み・書きの学習の準備をする	話し言葉の音を聞き取り，分類する アルファベットの原理を理解する 文字を書く動作を学ぶ
2.	生徒になる	ともに生きる：市民性の規則と，道徳に適った行動や態度を学ぶ	
		協力することと自立性を身につけること	
		学校というものを理解する	
3.	身体を用いて動き，表現する	(自由な動きの身体活動または指導された動きの身体活動を通して) (ルールのある活動を通して) (芸術を目的とする活動を通して) (子どもが自己の身体イメージを持つように指導すること)	
4.	世界を発見する	ものを発見する	
		物質を発見する	
		生きものを発見する	
		形と大きさを発見する	
		量と数に近づく	
		時間を表す目印が分かる	
		空間を表す目印が分かる	
5.	知覚する，感じる，想像する，作る	図画と工作	
		声と聞くこと	

出所：MEN:"Les nouveaux programmes de l'école primaire, projet soumis à consultation", *Le B.O.*, N° 0, du 20 fevr. 2008.及び
MEN:"Horaires et programmes d'enseignement de l'école primaire", *Le B.O.*, hors serie, N° 3, du 19 juin 2008.

の三つの柱である。その時間とサービスの支援を有効なものとして実質化するのが費用保障のシステム，つまり Paje である。したがってここでは，Paje 導入の評価を通してこの三つの視点に迫りたい。

なお，3歳以上の制度は無償の公教育への就学保障によって，すべてのニーズに応え，子どもの発達と教育が保障され，無償制によってすべてにアクセスが保障されているので，ここでは3歳未満の子育て支援政策を中心に扱う。

(1) Paje 導入の評価

Paje の導入から5年を経過したとき，その実施に関する評価 (MECSS) が発表された。Paje はその本来の目的を達成したと評価されている²³。それによれば，フランスの50年以上にわたる積極的な家族政策が今日の高い出生率につながっており，Paje の創設はその流れを強化するもので，この出生率上昇に貢献した。

社会保障政策評価として

Paje はほとんどユニバーサルな給付として，低年齢幼児1人の家庭の10分の9に利用されている。利用する家庭からも全体的に肯定的な評価がなされており，76%が Paje のもたらす経済援助を重要だと感じている。

しかし，MECSS は二つの弱点を指摘する。まず，この仕組みは，男女の間の不平等を減少させるには至らなかった。Paje はパートタイム就業を進めたが，そのほとんどが女性によって利用されている (Observatoire national de la petite enfance, 2008, p. 12.)。つぎに，保育方法の選択にかかる家庭の直接負担分を減少させることができたが，裕福な家庭とそうでない家庭との間の格差を温存している。

さらに MECSS は，社会の一般的な傾向を変化させ，母親と父親の家事・育児の分担を均等化するために，親休暇を現行の3年から1年に短縮して，休暇取得に対する手当を改善 (就業自由選択補足手当の増額) することを勧告している。

親の保育方法の選択

たしかに Paje は、子どもの保育方法への援助の仕方を換え、とくに保育に関する手当の金額を実質的に増加させ、家庭の選択への制約を軽減した。それゆえに希望した形に近づくようになったと言われる (Marical, F., 2007, pp.21-33.)。たとえば、育児のための休暇取得が増加し、2006年の調査では、5ヵ月のこどもを持つ家庭の14%が一方の親の仕事を全面的に中断し、6%が部分的に中断した。2人の子どもがいる家庭では部分取得が増加した。全面取得には変化はない。部分取得の場合、保育ワーカー利用など他の手当を併用することが多い。部分取得の増加は、高所得の家庭でとくに見られる。2005年に仕事の中断(全面取得及び部分取得)の手当を受給した者は58万に達し、この幼少期に関する手当全体の28%を占める。部分取得を選んだ者は、保育方法の手当も受給できる(マルチ利用)。

フランスでは、就労を一時的に中断するか、時間短縮を利用してパートタイム勤務などフレキシブルに働くか、フルタイムで働くか、それぞれの選択を経済的支援によって支えるシステムが1990年代から築かれてきた。このように仕事の継続を断念することなく子育てをすることが可能な支援システムの構築によって、2000年以降のフランスの女性の労働力化と高い出生率の維持を実質的に可能にしてきたと考えられる。

ところで、親たちは本当に保育サービスを希望通りに選択できているのだろうか。家族手当金庫は2008年に、保育サービスの利用について希望と現実の選択が一致するかどうかを調べた (Chauffaut, D., 2009, pp. 62-63.)。これによれば、親の満足はおおむね得られているという。ただし、集団受け入れに対する現実と希望の乖離が大きい。集団保育所を希望する者の失望は大きく、希望が現実の選択と一致しているのは34%に過ぎない。また、親が保育方法選択のための情報不足を感じていることも指摘されている。保育方法の選択はそれぞれの個人的な考え方によるところが大きく、希望の方法にも、実際には色々な制約が付きまとう。また、受け入れ方法の提供は常に量的不足にあるので、現実には経済的にもアクセス可能な妥協点を見つけるしかない。

こうしてみると、たしかに Paje の支給が経済的な制約を緩和・消滅することができたという点では親の自由選択を可能にしたと評価できるが、二つの限界が指摘される (Marical, F., et al, 2007, pp. 5-20.)。一つは、本

当に親が利用したいと欲している保育方法を保証するものになっていないことである。保育方法の供給不足が希望に叶った選択の障壁となっている。とくに集団保育を希望する者に難しい。もう一つは、就業自由選択補足手当により有償の個人的な保育方法を選ぶか、職業活動を停止するかという自由選択は可能になったが、定額支給制が中・高所得層の家庭による就業停止の選択を阻むブレーキとなっている。

保育費用の負担の面から

フランスは、Pajeによって、多様な保育サービスの制度と親の自由選択の原理に則ってそれを利用しうる「支払い能力」を各家庭に保障する経済的支援を以前に増して手厚いものに整えた。その結果、各サービスの費用負担は軽減した。では、実際にそのサービスを利用するために、各世帯が支払った額はどのくらいになるのか、またそれが各世帯の収入に占める割合はどの程度か、それを収入水準別に表したものが図-5-、である。

在宅保育を除くと、各保育方法の実際の支払額を比べると、その差は小さくなっている。また支払額の世帯収入に占める割合も各収入水準の間で近似のものになっている。なお、受け入れ施設と保育ワーカーを比べると、前者と後者の費用負担の順位は、収入水準のレベル1・2とレベル3・4・5では逆転する。集団保育所の利用者は高所得層に多く、低所得層では、費用のかからない集団保育所よりも保育ワーカーの利用が多い。このような傾向があるとはいえ、経済的理由による保育方法へのアクセスの格差はほとんどなく、Pajeの効果が認められる。今後は、むしろ、より希望に叶った選択のために、サービス選択に必要な情報提供と受け入れ施設の供給量が問題である。

(2) 親の選択の自由と幼児教育・保育の保障の課題 3歳未満の集団的受け入れの不足

まず、3歳未満児の保育所や保育学校での集団保育の利用率が低いという特徴がある。とくに2歳児は、2000年以前は3分の1が保育学校に就学していたが、出生児数の増加のため2歳児の受け入れ枠が徐々に縮小し、2008年には20%を切った。その割合は今後もさらに低下していく見込みである。いっぽう保育所の増設も急には進まない。

ふりかえって1980年代以来の3歳未満の子どもの保

家庭の支払額 (ユーロ)

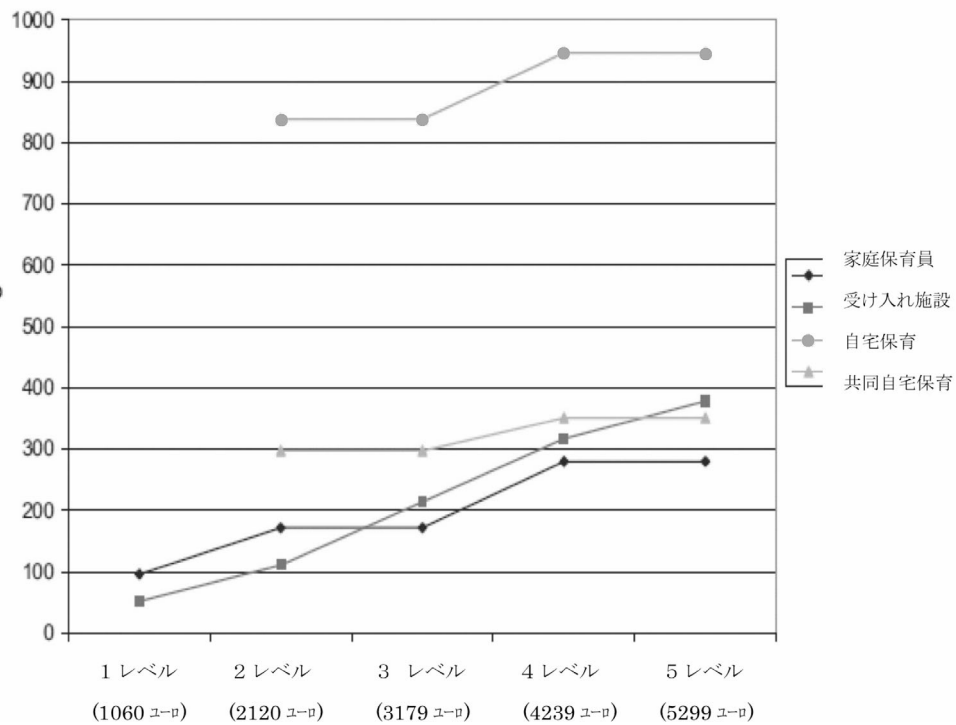


図 - 5 - 受け入れサービス利用に伴う各世帯の負担 (収入水準別)

負担率 (%)

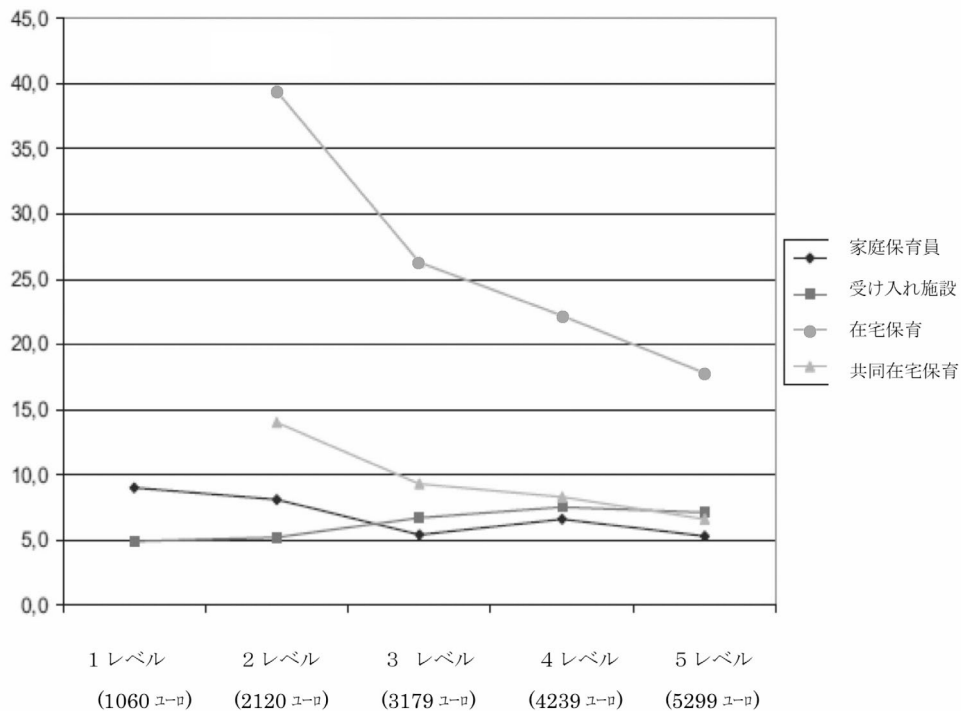


図 - 5 - 受け入れサービス利用に伴う各世帯収入に対する負担率 (収入水準別)

出所 : IGAS, RAPPORT N ° RM2009-033P, pp. 172-173.

育に関する政策は、多様な保育方法の選択を可能にする制度として、受け入れサービスのメニューを充実させ、家庭の選択の自由に委ねるものであった。それによって保育方法の制度的な整備はある程度ニーズを満たしているように見える。実際、既に述べたように、Pajeによって以前に比べ、親の自由選択はかなり実現したが、なおサービスの提供は量的に不足するとともに、家庭的な保育に大きく依存するものとなっている。このことについて、2007年のOECD報告書も、フランスではとくに幼い子どもに対する保育支援という点で格差があり、保育と学校教育に対する公的支援は基本的に「母性愛」に焦点を合わせたものとなっていることを指摘している(OECD, 2007, 71頁)。したがって、集団保育施設の不足とともに、就業の一時停止という選択のあり方を含めて、現在のサービス提供が真に家庭の期待と合致しているのか、現代の子ども発達環境として望ましいのかを問わなければならない。

社会階層間の格差

つぎに、親の選択の自由の原理に内在する社会階層間の格差の存在が指摘できる。1990年代に諸手当の充実によって低所得層の女性が労働市場から撤退した苦い経験があり、Pajeはその反省を踏まえて制定された。そこには女性の労働力化を高め、ワーク・ライフ・バランスを実現するという目的があるが、低所得層の女性と高所得層の女性には明らかな差がある。前者は、手当を得て育児休業を選択し、個人的な保育方法を好む傾向がある。それに対して、後者はあまり育児休業をとらず、部分的取得や勤務態勢の柔軟化と工夫によって親役割を果たそうとする。保育方法は、集団的な受け入れを好んで選択する。また、カップル間の育児や家事についても、前者は主に女性のみが果たし、伝統的な性別役割分業を保持している。しかし、後者は、カップル間の分業が比較的進んでいる。さらに職業的な視点からも高所得層の女性は、比較的平等な環境にあるが、低所得層の女性は、不安定な働き方で男女の賃金格差も大きい環境の中にある。このような女性間の格差が、ジェンダー公正の観点から今後の課題である。

子どもの発達保障の観点

最近の出生率の上昇による子ども数の増加は、皮肉にも一層の受け入れサービスの量的不足を招くことになっ

た。政治公約でもある保育方法の確保を実現することは現政権の緊急の課題である。財政の厳しさの中で示される選択肢は、なかなか明るい見通しを与えてくれるものではない。子どもの発達保障の観点からすれば、二つの課題がある。一つは、家庭的保育に大きく依存して、集団保育施設の絶対的な不足に陥っていることである。もう一つは、さまざまな受け入れサービスが真に子どもの発達を保障するものとなり得ているのかという問題である。

集団保育所を利用しているのは、だいたい3歳未満児の10%である。しかも、これには経済的な格差が反映している。すなわち、所得階層最下位「1レベル」(五分位の第1位)の家庭の利用は4%でしかないが、最上位「5レベル」(同第5位)に位置する家庭の利用率はその4倍になる。

また、受け入れサービスの量的不足に対して、保育関係者の大規模な抗議にもかかわらず、現政権は2010年6月に保育所の受け入れ規則を緩和する政令²⁴を強硬に制定した。これは、定員の改定は諦めたものの、保育施設の稼働率を上げるという名目で定員外の受け入れ枠を拡大²⁵、職員の資格要件の基準を下げた。表-3に示した正規職員の配置割合を50%から40%に下げ、恒常的な人的不足に対して、経験を評価するやり方で、「職員募集のパレット」を拡げると言う。職業適性証(CAP)などの後期中等教育の資格でも経験年数を考慮して雇用の道を開くことになる。既に述べた保育ワーカー等の家庭的保育の基準緩和とあわせて、既存の受け入れサービスの基準を緩和することで量的な充足を改善する政策には、子どもの発達保障の観点からは大きな疑念が残る。

6. おわりに 真の選択の自由を求めて

すでに述べたように、現政権は「子どもの保育への権利(DGE)」を制度化することを目論んだが、保育所などの受け入れ施設の供給が追いつかないので、法案化を先延ばしにせざるを得なかった。この狙いについて、政府は次のように説明する。

「個人的な生活と職業的生活をよりよく両立させること、2012年までに各家庭のもっている子どもの保育へのニーズのほとんどを充足させること、もう一方の配偶者の就労を可能にすること、このような争点から、大胆にも「子どもの保育への権利」が必要となった。70%の

家庭は経済援助よりもサービスを望んでいるという調査結果がある。真に国民が期待しているように国家の援助を再編しなければならない。」

今や、社会はあらゆる労働力を必要としている。逼迫する社会保障費を前に子育てと労働のあり方も見直しが迫られる。保育方法は、ますます量的充実の必要性が増したが、結局、現実との妥協策が、政治的選択として優先された。今日のフランスでは、思春期の若者をめぐる暴力や神経症などの問題も緊急の社会問題と化している。このような現実を鑑みれば、人生の初期にかかわる乳幼児期の発達保障の観点こそ優先されなければならないのではなかろうか。

また、労働環境においても子育てにおいても明らかな文化的社会的階層差という二極化現象の問題がある。たしかに Paje は費用的な平等アクセスを大きく前進させたが、真に求めるニーズが満たされているのかが問われる。つまり、真に選択のできる情報と能力が手元にあるのか、情報へのアクセスの格差の問題がある。

しかし、フランスはすでにその対策として親へのさまざまな支援装置を生み出してきた。たとえば、保育ワーカーや親の情報と相談の場としての Ram (保育ワーカー中継所) を増設し、その機能の強化を図ろうとしていることがある。これは、いわばワンストップサービスとしての役割を充実させようとするものである。ほかにも家族に関する支援の場として「家族に関する情報ポイント Le Point Info Famille」という情報提供や相談の場が用意されている。これは、インターネットによるサービスを展開している。現実妥協的な選択ではなく、個人が自立してより積極的な選択ができるコンピテンシーを身につけること、その支援のあり方が追求されている。それは一歩前進した、選択の自由のための平等なアクセス保障の政策であると言える。

真に公共サービスが、平等に、必要なニーズに応え、整合性をもったものになること、そしてその質が確保されること、そのためには、ワンストップサービスやコーディネーターの機能を充実していくことが必要であろう。このように、子育て支援サービスには、それを必要とする個人が真に利用する能力を持ち、発揮できるように細やかな制度整備こそが必要であることをフランスの政策・制度から知ることができる。

注

- 1 労働力減少予測のもと、2004年3月1日に、全国の代表的な経営者団体と労働組合の間で結ばれた「男女の職業的平等と男女混在に関する全国職業協定 (Accord national interprofessionnel du 1er mars 2004 relatif à la mixité et à l'égalité professionnelle entre les hommes et les femmes)」に基づき、さまざまな形で職場の男女平等の実現を図っている。なかでもよりよいワーク・ライフ・バランスを求め、2008年4月、「企業親支援憲章 (La charte de la parentalité en entreprise)」を制定し、企業の署名促進に取り組んでいる。これは、「親であること」に結びついた地位やイメージを変換すること、「給与生活者=親」の環境を改善すること、及び「給与生活者=親」を職業キャリアから排除しないことを誓うものである。
- 2 第8次経済社会発展計画 (1981-1985) のための経済社会委員会答申シュルロ報告「乳幼児の保育方法」(1981年)
- 3 Les caisses de Compensation des allocations familiales. 前身は、1921年に企業主が家族手当中央委員会として産業・商業補償金庫の連合体を結成したことにある。
- 4 連帯市民契約は、1999年11月15日公布の法律に基づき、異性・同性にかかわらず、二人の成人の間で共同生活を営むために結ばれる契約である。すなわち、物的生活、住居、財産、税金、社会的権利についての二人の契約者間の権利と責任を定める。一方、親子関係や親権については、すでに開始前に親である場合には影響は受けない。契約者の片方または双方の意志によって、解消することができ、片方または双方の結婚あるいは死によって自動的に消滅する。
- 5 Anne Pla, (division Enquêtes et études démographiques, Insee) "Bilan démographique 2008 -Plus d'enfants, de plus en plus tard", *Insee Première*, N° 1220 - Janvier 2009, p.3.
- 6 *Rapport préparatoire à la concertation avec les partenaires sociaux sur l'égalité professionnelle entre les femmes et les hommes*- Établi par Brigitte Grésy Membre de l'Inspection générale des affaires sociales, le 8 juillet 2009. 『女性情報ファイル』No.99, 2009年9月号, 日仏女性資料センター (日仏女性研究学会), p.12を参照。
- 7 女性の労働力率は、15歳~64歳で見ると、57.7% (2006年) である。これはリスボンサミットで掲げられた2010年目標値の60%を達成できる数値となった。(Rapport de Michèle Tabarot, pp.9-10.)
- 8 10の雇用領域とは、保育ワーカー (99.4%)、在宅介護士 (98.0%)、一般事務 (97.9%)、秘書 (96.8%)、介護士 (92.5%)、看護師・助産師 (88.9%)、家事雇用者 (88.0%)、簿記職 (85.9%)、美容関係職 (84.0%)、レジ係・セルフサービス業雇用者 (82.4%) で、これらの職業の女性占有率は91.9% (全職業では46.5%) である。
- 9 *Rapport de Michèle Tabarot sur le développement de l'offre d'accueil de la petite enfance*- Rapporteur Carole Lépine, Inspectrice à l'Inspection générale des affaires sociales, le 24 juillet 2008, p.10.
- 10 *Rapport préparatoire à la concertation avec les*

partenaires sociaux sur l'égalité professionnelle entre les femmes et les hommes- Établi par Brigitte Grévy Membre de l'Inspection générale des affaires sociales, le 8 juillet 2009. グレーシー・レポートは、子どもの出生によって、女性は母親になると大きく職業生活の変更を余儀なくされるが、カップルで暮らす男性は父親になることの影響をほとんど受けず、一家の大黒柱 "Monsieur Gagne-Pain" というモデルが健在であると指摘している。すべての出産で見た時、子どもの出産前に10人の女性のうち4人が無職だが、それは出生後には5人になる。仕事を続けたくても、子どもの人数が増えたとともにパートタイム勤務が増え、それも難しくなると仕事を止める。パートタイム勤務はほとんどが女性で占められている。仕事の中断期間が続くと職場復帰する女性は半減するという。長い中断後の仕事の再開には困難が伴う。

- 11 Denise BAUER (DREES); "Entre maison, enfant (s) et travail: les diverses formes d'arrangement dans les couples", *ÉTUDES et RÉSULTATS*, n° 570- avril 2007, pp.1-8.
- 12 出産に関わる医療はすべて現物給付であり、無料である。
- 13 出産休暇中の所得保障は、100%社会保障から支給される。
- 14 フランスの初等学校(保育学校と小学校)は、2008年秋から基本的に週四日制になり、水曜日と土曜日は学校がない。
- 15 1989年教育基本法によって、すべての3歳以上の子どもの保育学校へのアクセスが保障された。「幼児級もしくは保育学校は、都市、農村のいずれにおいても、義務教育年齢前の子どものために開設される。3歳に達した子どもはすべて、家族の希望によって、住居から最も近い幼児級または保育学校への受け入れが可能でなければならない。2歳児の受け入れは、都市や農村、山村、海外領土を問わず、社会的に不利な環境にある保育学校において優先的に行われる。」(教育法典 L. 113-1条)
- 16 大統領の公約実現に向けて、保育方法の供給を2万席増設に應えるため、新しい政令案が示され、保育所の職員に新しい資格を導入することなどを検討している。"Pas de modification du taux d'encadrement des enfants", Ministère du travail, de la solidarité et de la fonction publique, Communiqué du 26 mars 2010, (<http://www.travail-solidarite.gouv.fr/actualite-presse,42/communiqués,95/pas-de-modification-du-taux-d,11514.html>).
- 17 2008年7月24日付。
- 18 これは、2008年10月の上院議会で提案され、2009年5月に自治体の首長に向けてガイドラインが示された。Rapport d'information de Monique Papon et Pierre Martin fait au nom de la Commission des Affaires culturelles par le groupe de travail sur la scolarisation des jeunes enfants, octobre 2008. Ministère du Travail, des Relations sociales, de la Famille, de la Solidarité et la Ville, *Lettre circulaire*, n° 2009-076, (appel à projet - annexe 5 - Jardins d'éveil : un guide méthodologique à l'usage des maires).
- 19 保健法典 (le code de la santé publique) などに基づくが、現行のものは、2000年8月1日付通達第2000-762号で示

されたものに依る。その後、2007年2月20日付2007-230号通達で一部変更されている¹⁹。1974年のものから全面的に置き換わった2000年の通達は、託児 (garde) ではなく、「6歳以下の子どもの受け入れ施設及びサービス」という表現を用いた。

- 20 認可は、県の管轄下にある母子保健サービスの意見(候補者に口頭・筆記の試験を行った結果により名簿作成)に基づき、県議会(議長)によって認可される。
- 21 保育ワーカーと在宅保育ワーカーの養成の改善と研修の充実は、2005年6月27日付第2005-706号法律に定められた(Loi n° 2005-706 du 27 juin 2005 relative aux assistants maternels et aux assistants familiaux-NOR: SANX030 0182L)。社会福祉活動・家族法典 (Le code de l'action sociale et des familles), 保健法典, 建築・住居法典 (Le code de la construction et de l'habitation), 労働法典 (Le code du travail) が関係している。
- 22 Ministère de l'Éducation nationale /Direction générale de l'enseignement scolaire "Évaluation école maternelle - 2010"
- 23 社会保障費実施に関する法律の点検評価調査委員会 (MECSS) の結果に基づいて、PAJEの政策実施評価が報告された(2009年7月7日付)。RAPPORT D'INFORMATION, N° 1801, DÉPOSÉ en application de l'article 145 du Règlement PAR LA COMMISSION DES AFFAIRES SOCIALES en conclusion des travaux de la mission d'évaluation et de contrôle des lois de financement de la sécurité sociale sur la prestation d'accueil du jeune enfant ET PRÉSENTÉ PAR Mme Marie-Françoise CLERGEAU, Députée, le 7 juillet 2009.
- 24 Décret n° 2010-613 du 7 juin 2010 relatif aux établissements et services d'accueil des enfants de moins de six ans.この政令により、ほぼ受け入れ10万席増設の枠の確保見通しがついたという。すなわち、1万9千席の保育所増設に加え、郊外追加計画1万5千席、企業保育所1万席、めざまし園(2~3歳児)8千席、そして既存施設の定員外の受け入れ枠を利用して4万4千席の増設が可能になった。
- 25 次の表に示すように従来も10%の定員枠の超過が認められていたが、実際の稼働率を見ると、平均して子どもの出席率は67%でしかないという理由で、これを100%にすることを旨とし、定員20席以上の施設では15%、それ以下では10%の定員超過での登録を許可すること、さらに大規模な定員40席以上の施設では、20%の超過受け入れを認めるといふものである。

幼少期の受け入れ施設の定員

各施設の受け入れ能力に関する基準 (受け入れ定)			法規 (保健法) 2010年6月改正
施設・サービスの型	基準	例外	
集团的受け入れ施設	60 (最大)	-	R.2324-25
親の自主管理型施設	20	25	
幼稚園	80	-	
家庭的受け入れサービス	150	-	R.2324-26
多目的受け入れ施設 (集団・家庭併設型)	100	-	
特定曜日における一定範囲での定員超過の受け入れが可能である。その範囲は、定員20人以下の場合、10%、21-40人の場合、15%、41人以上の場合、20%である。ただし、週の平均値が100%を超えることはできない。			R.2324-27
新方法	めざまし園	定員12を1ユニットとし、2ユニットを標準とする。	
	マイクロ保育所	保育ワーカー2名で3人から可能。定員は9人以下とする。	

出所：IGAS (2009) p.111, 及び Lettre circulaire n° 2009-076. をもとに作成。

[参考文献]

- Bailleau, G.; "L'accueil collectif et en crèches familiales des enfants de moins de 6 ans en 2008", DREES, *Etudes et résultats*, n° 715, février 2010.
- Bailleau, G.; "L'accueil collectif et en crèches familiales des enfants de moins de six ans en 2006", DREES, *Etudes et résultats*, n° 608, novembre 2007.
- Bauer, D. (DREES); "Entre maison, enfant (s) et travail: les diverses formes d'arrangement dans les couples", *Études et résultats*, n° 570- avril 2007, pp.1-8.
- Bauer, D., Penet, S.; "Le congé de paternité", DREES, *Etudes et résultats*, n° 442, novembre 2005.
- Brin, H.; *Rapport sur la politique familiale française*, Conseil Économique et Sociale, septembre 1991.
- Centre d'analyse stratégique; *Service public de la petite enfance : contenu, périmètre et modalités de gestion*, FRANCE. Paris; La Documentation française (Rapports et documents, n° 8), février 2007, 82 p.
- Chauffaut, Delphine (CNAF); "Une offre de service pour la garde des jeunes enfants : attentes et pratiques des parents" (Synthèses et statistiques), *Politiques sociales et familiales*, n° 95, mars 2009.
- Grésy, B.; *Rapport préparatoire à la concertation avec les partenaires sociaux sur l'égalité professionnelle entre les femmes et les hommes*, l'Inspection générale des affaires sociales, le 8 juillet 2009.
- Greulich, A.; "Les politiques familiales en France et en Allemagne. Quelles différences ? Quelles pistes de réforme ?", Centre d'analyse stratégique, *Revue Horizons stratégiques*, n° 7, Janvier-Mars 2008.
- Haut Conseil de l'Éducation; *L'école primaire, Bilan des resultants de l'École*, 2007.
- Juilhard, J-M.; *Rapport d'information fait au nom de la commission des affaires sociales sur l'accueil des jeunes enfants en milieu rural*, FRANCE. Sénat. Commission des affaires sociales, Paris; Sénat (Les Rapports du Sénat, n° 545), 2009.
- Marical, F., Minonzio, J., Nicolas, M.; "La PAJE améliore-t-elle le choix des parents pour un mode de garde ?" (Famille et Travail), *Recherches et Prévisions*, n° 88, juin 2007, pp.5-20.
- Marical, F. (INSEE); "Réduire son activité pour garder son enfant: les effets de la PAJE" (Famille et Travail), *Recherches et Prévisions*, n° 88, juin 2007, pp.21-33.
- MEN; "Horaires et programmes d'enseignement de l'école primaire", *Le B.O.*, hors série, N° 3, du 19 juin 2008.
- MEN; "Les nouveaux programmes de l'école primaire, projet soumis à consultation", *Le B.O.*, N° 0, du 20 févr. 2008.
- Observatoire national de la petite enfance: *L'accueil du jeune enfant en 2009 -Données statistiques-*, CNAF, 2011.
- Papon, M., Martin, P.; *Rapport d'information fait au nom de la Commission des affaires culturelles par le groupe de travail sur la scolarisation des jeunes enfants*, FRANCE. Sénat. Commission des affaires culturelles, Paris; Sénat (Les Rapports du Sénat, n° 47), octobre 2008, 92p.
- Petit, M-C., Machard, L., Delalande, F.; *Les métiers de la petite enfance dans les structures d'accueil collectif*, FRANCE. Ministère de la famille, Paris; Ministère de la santé, de la famille et des personnes handicapées, avril 2003, 135p.
- Pla, A.; (division Enquêtes et études démographiques, Insee) "Bilan démographique 2008 -Plus d'enfants, de plus en plus tard", *Insee Première*, N° 1220 - Janvier 2009.
- Pour une pérennisation des modes de garde sur horaires décalés*, FRANCE. Service des droits des femmes et de l'égalité; FRANCE. Délégation interministérielle à la famille, Paris; Ministère du travail, des relations sociales, de la famille et de la solidarité, avril 2008, 67p.
- Segalen, M.; "les changements familiaux depuis le début du 20^e siècle", *Histoire de la population française*

- Tome 4, PUF, 1988.
22. Stork, H.; "L'accueil des enfants de moins de trois ans dans différent pays", *Enfance*, n° 2, 1988, pp.3-15.
 23. Tabarot, M.; *Le développement de l'offre d'accueil de la petite enfance, FRANCE*. Premier ministre, Paris; La Documentation française (Collection des rapports officiels), juillet 2008, 276p.
 24. Voisin, J.; *Développement de la garde d'enfants, FRANCE*. Inspection générale des affaires sociales, Paris; Inspection générale des affaires sociales, mars 2009, 183p.
 25. 赤星まゆみ「フランスにおける子ども文化の位置づけ」日本比較教育学会『比較教育学研究』第19号, 1993年, 165頁~170頁.
 26. 赤星まゆみ「フランスにおける家族の変化と幼少期サービスの状況 パリ市の乳幼児政策を中心に」『日仏教育学会年報』第2号, 1996年, 139頁~148頁.
 27. 赤星まゆみ「フランスにおける幼児教育・保育」『子どもの文化』第41巻8号, 2009年, 60頁~67頁.
 28. 浅野清『成熟社会の教育・家族・雇用システム 日仏比較の視点から』(東洋大学先端政策科学研究センター研究叢書) NTT出版, 2005年, 326頁.
 29. 浅野素女『フランス父親事情』築地書館, 2007年, 231頁.
 30. 浅野素女『フランス家族事情』岩波書店, 1995年, 207頁.
 31. 泉千勢, 一見真理子, 汐見稔幸編著『世界の幼児教育・保育改革と学力』明石書店, 2008年, 366頁.
 32. OECD 編著 高木郁朗 監訳 熊倉瑞恵, 関谷みのぶ, 永由裕美訳『国際比較: 仕事と家族生活の両立 OECD ベイビー & ボス総合報告書』明石書店, 2009年, 212頁. (OECD; *Babies and Bosses - Reconciling Work and Family Life- A Synthesis of Findings for OECD Countries*, OECD Publishing, 2007, 216p.)
 33. OECD 編著 星三和子, 首藤美香子, 大和洋子, 一見真理子訳『OECD 保育白書』明石書店, 2011年, 520頁. (OECD; *Starting Strong II: Early Childhood Education and Care*, OECD Publishing, 2006, 444p.)
 34. 財団法人子ども未来財団『フランスにおける子育て支援とワーク・ライフ・バランスに関する調査研究報告書』(平成19年度調査研究等事業), 平成20年6月, 97頁. (http://www.i-kosodate.net/mirai/research2/pdf/h19_france.pdf)
 35. 汐見稔幸, 大枝桂子編著『世界に学ぼう! 子育て支援 - デンマーク・スウェーデン・フランス・ニュージーランド・カナダ・アメリカに見る子育て環境』フレ・ベル館, 2003年, 207頁.
 36. ジュヌヴィエーヴ・ブジョル, ジャン＝マリー・ミニヨン著, 岩橋恵子監訳『アニメトゥール-フランスの社会教育・生涯学習の担い手たち』明石書店, 2007年.
 37. 竹原和泉, 野堀真紀子, 葉石真澄, 山口万美『子育てを社会にひらく「つどいの広場」(フランス・オランダ・日本の子育て支援事例)』T-GAL 発行, 2003年, 81頁.
 38. 都留民子『フランスの貧困と社会保護 参入最低限所得(RMI)への途とその経験』法律文化社, 2000年, 234頁.
 39. 内閣府経済社会総合研究所編『フランスとドイツの家庭生活調査—フランスの出生率はなぜ高いのか—』2005年4月, 194頁.
 40. 内閣府経済社会総合研究所・家計経済研究所編『フランス・ドイツの家族生活 子育てと仕事の両立』国立印刷局, 2006年, 220頁.
 41. 日仏女性資料センター(日仏女性研究学会)『女性空間』第20号, 2003年, 272頁.
 42. 深堀聰子編著『子育て支援制度の整合性・公共性・平等性に関する国際比較研究(中間報告書)』(平成19-20年度科学研究費補助金基盤研究(C) 課題研究番号19600003) 2008年.
 43. 深堀聰子編著『子育て支援制度の整合性・公共性・平等性に関する国際比較研究(研究成果報告書)』(平成19-20年度科学研究費補助金基盤研究(C) 課題研究番号19600003) 2009年.
 44. 藤井良治, 塩野谷祐一編『先進諸国の社会保障(6) フランス』東京大学出版会, 1999年, 392頁.
 45. フランス教育学会編『フランス教育の伝統と革新』大学教育出版, 2009年, 287頁.
 46. 横浜市企画財政局都市科学研究室『フランスの家族と福祉政策』1984年, 264頁.